平成２３年（フ）第３１１号
北海道帯広市大空町11丁目２番地　２―225号
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６２７号
千葉市若葉区愛生町157番地の２
破産者　保科　康三
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２９号
栃木県宇都宮市駅前通り３丁目９番５号
破産者　髙田　順夫
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６３号
栃木県日光市瀬尾701番地
破産者　株式会社平成土木
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６４号
栃木県日光市瀬尾368番地２　アーバンハイネス１―B、住民票の住所栃木県日光市瀬尾701番地
破産者　柿沼　信治
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８６号
栃木県那須塩原市埼玉101番地77
破産者　有限会社トータルプロクシー
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８７号
栃木県那須塩原市埼玉123番地７　シエル・エトワレA―101号
破産者　福田　　悟
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０６号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目14番６号、前住所栃木県宇都宮市御幸町８番地７
破産者　川口　享子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９３号
群馬県太田市下田島町1159番地11
破産者　エヌケープランニング株式会社
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４６号
群馬県館林市近藤町819番地、申立時の住所群馬県館林市日向町1653番地の２
破産者　大津　　実
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６２１号
千葉県船橋市馬込町803―１　B―103、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田494番地の11梨香台団地９棟208号室
破産者　品川　和規
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４７号
千葉県船橋市芝山２丁目５番８棟305号
破産者　高橋　輝雄
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３６号
千葉県船橋市習志野台６丁目20番４号
破産者　久保　逸穂
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３７号
千葉県船橋市習志野台６丁目20番４号
破産者　有限会社ウイーク
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８１号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1342番地１レークヒル206号
破産者　津島　晃一
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０２号
大阪府羽曳野市野々上４丁目４番28号
破産者　有限会社今津水道工業所
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８０号
堺市堺区大浜中町３丁13番27―1002号
破産者　加藤　　正
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２８号
大阪府羽曳野市南古市１丁目18番５号
破産者　有限会社メタル
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
奈良県大和高田市礒野町15番23号
破産者　三容土建株式会社
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目23番10―1202号　トーカンマンション、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分中央３丁目２番38―1306号　パレスト国分セントラルスクエア
破産者　藤﨑　　惠
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０９６号
札幌市中央区南１条西５丁目７番地
破産者　牧野航空旅行株式会社
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部